

調査・研究紹介

緊急課題となつた農協における女性参画

はじめに

政府は、二年前に制定された「男女共同参画社会基本法」の目的及び理念に関する国民の理解を深めるため、来る六月二三日から二九日の一週間を「男女共同参画週間」とし、この間に各種行事を全国的に展開することとした。同法に基づき昨年末策定された基本計画がいよいよ始動するわけであるが、この中では重点項目の一つに農村女性施策を掲げていることもあり、農協には今後より積極的対応が求められてこよう。そこで、農協組織における女性参画の現状と今後の課題について整理してみる。

一、「国際婦人年」から四半世紀 「変わらない農協」

わが国の女性施策や女性の地位向上の取り組みは一九七五年の「国際婦人年」を画期とし、すでに四半世紀に及ぶが、この間における農協の女性参画状況を統計数値から見てみる。そもそも性別役割分業を当然視してきた農協界にあつては組合員数等の性別統計はなかったが、国会で故市川房枝議員から質問されたことがきっかけとなつて、一九八〇年から整備されたものであり、

それ以降の数値は表に示す通りである。

表が示すように、この二〇年間に正組合員の女性比率は八・八%から一三・六%へ、役員は〇・〇四%から〇・三七%へと上がつており(農水省「総合農協統計表」、総代も八八年の一・三%から九九年には一・九%となつた(全中「農協活動に関する一斉調査」)。しかし、いずれもきわめて低い水準であり、この数値が示すのは農協における女性参画はこの二〇年間時計が止まつたままと言える現実である。

こうした「変わらない農協」の実態は、組合員加入の方針について(前記全中調査)、「後継者・女性の加入を進めている」一一・二%、「希望があれば一戸複数正組合員

農協への女性参画の推移

	女性比率(%)	
	正組合員	役員
1980年	8.8	0.04
1985年	10.4	0.05
1990年	12.1	0.10
1995年	13.0	0.20
1999年	13.6	0.37

を認めている「七四・一%」、「規約、内規、申し合わせ等で一戸一組合員に限定している」一一・六%と回答しており、根強い世帯主義によつて女性加入に消極的な農協が多いこともわかる。「戸」から「個人」への意識転換が進んでいない農協にあつては「男女共同参画」の鐘はまだ遠くに聞こえるようである。

二、変わった女性たち 「揺れる女性部」
しかし、この二〇年間の女性たちの変化は小さくなかった。生産の場で男性と対等に責任を負いながら内発的な自立を遂げた女性たち、あるいは、これまでの女性部活動や地域活動を通して蓄積した能力やノウハウを活かして自らの事業や活動を起こす女性たちが、どの地域にも出現している。地域づくりや活性化の牽引車となつている女性たちである。

こうした自立性の高まりは女性の地位向上に関する社会の追い風はあつたものの、女性への差別意識を底深く沈めつつ働き活動しながら、これを主体的に受け止める力と意識を女性たちが醸成してきていたことを示すものと言えよう。こうした女性たちは、国際的課題に対応するため農業行政が次々と実施してきた施策を積極的に受け止め、さまざまな挑戦をしつつ新しい農業女性像を生み出している。

従つて、自立性を強めた女性たちにとつ

ては「戸」や性別役割分業で成り立つ農協組織は桎梏となってきた。そしてまた、女性部も組合員＝男性という枠組みから疎外された女性たちが別途組織し、財政的(活動資金の助成)にも人的(事務局等)にも農協に依存しながら、いわば性別役割分業に依存して成り立つてきたために、その活動は性別役割分業を変える取り組みには発展しにくく、こうした女性たちにとって「参加の価値」の乏しいものとなってきた。

農協運営への参画をめぐる女性部の取り組みは、最近では「男女共同参画」の社会的潮流もあつて若干具体的な動きが見られるものの、毎年開催される「JA全国女性大会」の資料を見ても、その取り組み内容は「女性組織の強化が先決」「農協を知るため、施設見学や事業についての話し合い」「農協の主催する各主行事に参加し、女性部活動への理解を得る」といった活動が依然として多く、農協に対するメンバー意識や参画意識は弱い。性別役割分業で成り立つてきた組織の中で部員自身もそのことを問うことが少なく、自立性や権利意識も育ちにくかったと言える。

「変わる女性」と「変わらない農協」の間で、性別役割分業で成り立ちそれを積極的に是正する取り組みを起こさなかった女性部は、今、大きな岐路に立たされている。

三、女性との共生をどう構築するか

以上のように、農協への女性参画は遅々としているものの、男女共同参画社会の形成は国の最重要課題へ男女共同参画社会基本法)となつている今、女性参画の促進は農協の社会的責務となつている。そしてまた、女性参画による性別役割分業の改善は部員の内発的發展に資する女性部づくりの契機になるとともに、自立的な女性の農協への参画意識を高めることもなる。女性参画は、同質性を基礎とした農協の限界を乗り越えて組織と経営基盤を強化する上でも不可欠となつているのである。

そのために必要なことは、農協への女性参画を単なる「農協大会決議の目標消化」に矮小化するのではなく、「閉塞の時代を開く上で女性パワーは不可欠」だという認識を役員がもつことと実効性のある対応である。とりわけ合併による農協の地域ばなれは、労してまでも農協活動に参加する意味はあるのか、という感を女性たちに抱かせることにもなつているので、部外者等も加えた女性参画推進機構を設置して取り組むことや、業務計画等にジェンダー視点を組み込むこと等が求められている。

具体的には、役員や総代だけでなく多様な意思決定の場合への女性参画の実施と、参画した女性たちのパワーアップ及び参画主体の裾野を広げるための能力開発サポートシステムづくりである。その際には起業活動等の主体的行動を起こす女性たちへの支

援も必要であり、その意味で女性部中心の支援のあり方や、「女性組織の代表が参画」するといった考え方も検討の必要がある。

また、女性参画を進めるには組合員への意識啓発も欠かせないが、男女の協同活動は性別役割分業のマイナスを実感的に捉える機会となり得るので、こうした場となる地域活動やボランティア活動等を創造していくことも必要である。

そして、これらの施策を実施する上で不可欠なのが女性職員の登用である。日常業務を担当する女性職員の登用は業務計画の中にジェンダー視点を組み込み、女性参画を推進する力になるからである。

最後に

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)の批准国は、実施した施策や進捗状況を少なくとも四年ごとに国連事務総長に報告しなければならず、わが国では来年にその義務を果たすこととなる(前回は平成一〇年)。しかも、同条約では「農村女性に対する条約の適用を確保するための措置をとる」とし、農村における政策方針決定の場合への参画状況を重要な報告事項としている。その意味でも、農協は女性参画促進のテンポを速める積極的な対応が求められている。

(根岸久子)